

# 事前審査申請書

令和 年 月 日

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター  
理事長 様

申請者(建築主又は代理者)

(氏名)

確認に係る申請書作成・申請手続要領に基づき事前審査を依頼します。申請を行うにあたり確認に係る申請書作成・申請手続要領を遵守します。なお、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

敷地の地名地番					
代理者の連絡先	【事務所名】				
	【氏名】				
	【TEL】		【FAX】		
【mail】					
提出書類等確認欄(提出書類等のチェックをお願いします)					
添付図書					
<input type="checkbox"/>	正本 1部	その他必要な書類を添付された場合は空欄に記入して下さい。			
<input type="checkbox"/>	副本 1部(本申請時でも可)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	建築計画概要書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	工事届	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
※ 受付欄		※ 審査済欄		※ 特記事項等	
				(振込依頼人名)	
				R — (申請者名)	

(注意事項)

※印はセンター記入欄

- 郵送等申請の場合、郵送中のトラブル(書類の紛失等)についてセンターは責任を負えないため、申請者(建築主)は自己の責任において確実な方法で申請して下さい。また、送料については申請者(建築主)の負担となります。
- 建築基準法第6条第1項第4号に係るもの及び工作物、建築設備に関してはセンターが「申請書等の修正を求める書面(事前審査)」の通知をした日から1カ月以内に、同項第1号から第3号に係るものは「申請書等の修正を求める書面(事前審査)」の通知をした日から2カ月以内に処理ができない場合は、処理が遅延する特別の理由がある場合を除き無効となります。
- 事前審査申請後は図面等の変更は行わないで下さい。
- 事前審査終了後は直ちに本申請の手続きを行って下さい。